

## 個人情報保護事務の手引―逐条解説編―P15・16抜粋

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- (2) 個人情報ファイル 個人情報を含む情報の集合物であつて、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。
- (3) 実施機関 市長、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び病院管理事業者並びに議会をいう。
- (4) 電子計算機処理 電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。ただし、専ら文章を作成し、又は文書若しくは図画の内容を記録するための処理その他規則で定める処理を除く。
- (5) 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。以下第15条において「法人等」という。）及び事業を営む個人をいう。
- (6) 公文書 千葉市情報公開条例（平成12年千葉市条例第52号）第2条第2項に規定する公文書をいう。

## 1 趣旨

本条は、条例における基本的な用語である「個人情報」、「個人情報ファイル」、「実施機関」、「電子計算機処理」、「事業者」及び「公文書」について定義したものである。

## 2 解釈

### (1) 第1号関係

本号は、条例において保護の対象となる「個人情報」の範囲を定めたものである。

個人情報保護制度は、市民のプライバシーの保護を中心とするものであるが、プライバシーの概念はいまだ確定したものではなく、個人の考え方や社会的状況により異なり、相対的かつ流動的であることなどから、プライバシー侵害のおそれがある個人情報に限定して保護の対象とすることは困難である。

このため、対象とする個人情報は、できるだけ広い範囲で個人のプライバシーその他の権利利益の保護を図るため、「生存する個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」とした。

## 個人情報保護事務の手引―逐条解説編―P15・16抜粋

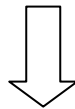
## (改正前)

## ア 「生存する個人」

自然人をいい、法人その他の団体は、これに該当しない。

条例は、個人情報の取扱いに関連する個人の権利を保護することを目的とするものであるが、本人関与等により権利利益の保護を求めることができるのは生存する個人であることから、条例における「個人情報」の範囲を「生存する個人に関する情報」に限定している。ただし、死者に関する情報から血縁者等の生存する特定の個人が識別され、又はされ得る場合は、血縁者等自身の個人情報として保護の対象となるとともに、第3章第1節に規定する個人情報の開示請求において、第15条第3号でいう「開示請求者以外の個人に関する情報」には、死者の情報が含まれることに留意しなければならない。

なお、死者に関する情報が条例の対象外であっても、利用目的を超えた取扱いや、漏えい等の不適切な取扱いを避けることは当然であり、適正に管理しなければならない。



## (改正後)

## ア 「生存する個人」

自然人をいい、法人その他の団体は、これに該当しない。

条例は、個人情報の取扱いに関連する個人の権利を保護することを目的とするものであるが、本人関与等により権利利益の保護を求めることができるのは生存する個人であることから、条例における「個人情報」の範囲を「生存する個人に関する情報」に限定している。ただし、死者に関する情報から血縁者等の生存する特定の個人が識別され、又はされ得る場合は、血縁者等自身の個人情報として保護の対象となる。また、第3章第1節に規定する個人情報の開示請求との関係においては、死者に関する情報が「請求者自身の個人情報であると考えられる情報」又は「社会通念上請求者自身の個人情報とみなせるほど請求者と密接な関係がある情報」といえる場合には、開示請求をすることができるものとし、その判断は、千葉市死者に関する情報の開示請求取扱基準（平成24年 月 日〇〇〇長決裁）により行うものとする。さらに、第15条第3号でいう「開示請求者以外の個人に関する情報」には、死者の情報が含まれることに留意しなければならない。

なお、死者に関する情報が条例の対象外であっても、利用目的を超えた取扱いや、漏えい等の不適切な取扱いを避けることは当然であり、適正に管理しなければならない。